

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

令和元年6月24日

月曜日

号外

## 目次

### 訓令

○富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

1

## 訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年6月24日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県訓令第5号

富山県立中央病院

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程（平成12年富山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第2条第3号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（組織）

**第2条の2** 病院において使用する密封放射性同位元素、診療用放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の発生防止に関する組織は、別図第1のとおりとする。

第4条第2項中「又は」を「若しくは」に、「その他の職員」を「又は第1種放

射線取扱主任者免状を有する者」に改める。

第5条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、主任者のうち1人は、当該職務を総括する。

第5条の2の見出しを「(放射線取扱主任者定期講習)」に改め、同条各号列記以外の部分中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に、「から3年以内で院長が定める期間ごと」を「の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内」に改め、同条第1号中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 代理者の職務については、第5条の規定を準用する。

第7条第1項中「主任者」を「院長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 放射線管理者が出張、疾病その他の事故によりその業務を行うことができない場合は、画像技術科副科長の職にある者がその業務を代行する。

第9条中「主任者」を「院長」に改める。

第11条第3項中「特に認めた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 患者を介助する看護師等
- (2) 施設等の点検等を行う者
- (3) その他主任者が特に認める者

第11条第4項中「おいては、」の次に「放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所で」を加え、同条に次の2項を加える。

5 放射線発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために7日以上上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域の全部又は一部(外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのない場所に限る。)については、管理区域でないものとみなす。この場合においては、管理区域でないものとみなされる区域の出入口又はその付近に放射線発生装置の運転を停止している旨等の事項を掲示しなければならない。

6 業務従事者は、前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対しては、放射線障害の発生防止のための教育及び訓練を行わなければならない。

第12条第1号中「放射線管理者」を「管理主務者」に改める。

第13条第1項中「放射線管理者及び」を削り、同条第2項中「放射線管理者」を「管理主務者」に、「主任者」を「放射線管理者」に改め、同条第3項中「主任者」を「放射線管理者」に、「につき必要な措置を講ずる」を「の再点検をし、放射線安全委員会への報告及び必要な作業の計画書の作成を行う」に改める。

第14条第1項中「放射線管理者及び管理主務者」を「業務従事者」に改め、同条第2項中「放射線管理者」を「業務従事者」に改め、「主任者」の次に「及び放射線管理者」を加え、同条第3項中「主任者」を「放射線管理者」に、「につき必要な措置を講ずるものとする」を「の再点検をし、放射線安全委員会へ報告しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 放射線安全委員会は、報告された事項に係る作業の計画書を作成するものとする。

第16条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第1項に次の3号を加える。

(7) 密封放射性同位元素の受入れ及び払出しに当たっては、個数及び数量を確認すること。

(8) 密封放射性同位元素を機器に装備した状態で貯蔵容器内に保管すること。

(9) 密封放射性同位元素の運搬及び廃棄は、放射線管理者の指示に基づき、許可廃棄業者等に引き渡すこと。

第16条第2項第5号中「搬出及び収納」を「受入れ及び払出し」に改め、「個数」の次に「及び数量」を加え、同項に次の2号を加える。

(7) 密封放射性同位元素を治療貯蔵室内に保管すること。

(8) 密封放射性同位元素の運搬及び廃棄は、放射線管理者の指示に基づき、許可廃棄業者等に引き渡すこと。

第16条に次の1項を加える。

3 密封放射性同位元素を購入する場合は、使用計画を主任者に提出し、その承認を得た上で購入すること。

第17条第1項第7号中「主任者」を「放射線管理者」に、「放射線管理者の立会いの下に廃棄業者等」を「許可廃棄業者等」に改め、同条第2項を削る。

第18条第1項に次の1号を加える。

(5) 放射性汚染物の運搬及び廃棄は、放射線管理者の指示に基づき、許可廃棄業者等に引き渡すこと。

第20条中「主任者」を「業務従事者」に改める。

第21条第1項表以外の部分中「主任者」を「業務従事者」に、「測定し」の次に「主任者及び放射線管理者へ報告し」を加え、同項の表の1の項を次のように改める。

1 放射線の量の測定	(1) 放射線発生装置使用施設 ア 使用施設（廃棄施設） イ 管理区域の境界 ウ 病院の境界及び病室	6月
	(2) 密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設 ア 使用施設（貯蔵施設） イ 管理区域の境界 ウ 病院の境界及び病室	6月
	(3) 密封放射性同位元素を移動して取り扱う施設 ア 使用施設 イ 貯蔵施設 ウ 管理区域の境界 エ 病院の境界及び病室	1月
	(4) 診療用放射性同位元素使用施設 ア 使用施設 イ 貯蔵施設 ウ 廃棄施設 エ 病院の境界及び病室	1月

第21条第2項中「よる測定」を「より報告を受けた測定結果の確認」に改め、同条第3項中「測定」を「業務従事者に測定させ、その結果を確認」に改める。

第22条第2項中「主任者」を「管理主務者」に改める。

第23条を次のように改める。

(教育訓練)

**第23条** 主任者は、放射線障害の防止に関する法令及び予防規程を業務従事者に熟知させるため、次に掲げる時期に教育及び訓練を行わなければならない。

(1) 管理区域に立ち入る前

(2) 前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

2 前項の教育及び訓練の項目及び時間数は、次の表のとおりとする。

項目	時間数	
	前項第1号に掲げる時期に行う教育及び訓練	前項第2号に掲げる時期に行う教育及び訓練
放射線の人体に与える影響	30分以上	必要時間
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上	必要時間
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上	必要時間
その他放射線障害の発生防止に必要な事項	必要時間	必要時間

3 主任者は、前項の表に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、次に掲げる基準により、教育及び訓練を省略することができる。

(1) 第1種放射線取扱主任者試験に合格している者であること。

- 
- (2) 放射線診療に携わった経験を有する医師であること。
  - (3) 病院又は他の事業所において放射線業務に従事した経験を有する者であること。
  - (4) 他の事業所に所属する者であって、当該事業所において教育及び訓練が行われているものであること。
  - (5) 教育及び訓練の講師を務めた者であること。
  - (6) その他特に主任者が認める者であること。
- 4 管理主務者は、密封放射性同位元素、診療用放射性同位元素若しくは放射線発生装置の取扱業務に初めて従事する業務従事者又は取扱経験年数の短い作業従事者に対しては、第12条に定める取扱方法を習得させなければならない。
- 5 管理主務者は、第1項の規定により教育及び訓練が実施されたときは、訓練日時等の概要を記録しなければならない。
- 6 主任者は、業務従事者が受けた病院外での研修等の内容が教育及び訓練と同等と認められる場合には、当該研修等を教育及び訓練として認定することができる。
- 7 業務従事者は、業務従事者以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合には、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。
- 8 主任者は、最新の知見に基づいて教育及び訓練の講師、内容及び時間数を決定しなければならない。
- 第24条第1項各号列記以外の部分中「主任者」を「院長」に改め、同項第1号イ中「(第4号イ及びウに掲げる部位については3月以内)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「主任者」を「院長」に改め、同項に次の1号を加える。
- (5) 第27条第1項の規定により危険時の措置を講じた場合
- 第24条第3項各号列記以外の部分及び第4項中「主任者」を「管理主務者」に改める。
- 第25条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 主任者は、業務従事者以外の者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導その他の健康保持に必
-

要な措置を院長に具申しなければならない。

第26条第1項中「主任者」を「管理主務者」に、「並びに教育及び訓練」を「教育及び訓練並びに放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例」に改め、同条第2項第7号に次のように加える。

ウ 教育及び訓練の項目ごとの時間数（第23条第1項第1号に掲げる時期に行う教育及び訓練に限る。）

第26条第2項に次の1号を加える。

(8) 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例

ア 第11条第5項に規定する場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認の方法及び確認した者の氏名

イ 第11条第5項の規定により管理区域でないといみなされる区域に立ち入った者の氏名

第26条第3項中「5年間」の次に「、使用施設等に近接する室において」を加える。

第27条第1項中「別図」を「別図第2」に改め、同条第2項中「主任者」を「放射線管理者」に改め、同条第3項中「必要な措置を講じ」を「放射線安全委員会に必要な措置を講じさせ」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「主任者、放射線管理者及び」を削り、「講じ」の次に「、主任者の確認を受け」を加え、同条に次の2項を加える。

5 放射線管理者は、危険時の措置として放射線作業が必要となった場合は、業務従事者のうちから当該作業に従事する者を指名する。

6 前項の作業に従事する者は、フィルムバッジ等及び半導体式個人線量計その他の線量を随時読み取ることが可能な線量計を着用しなければならない。

第28条第1項中「放射線施設の保安に重大な影響を及ぼす震度4以上の地震、火災等の災害が発生した」を「次に掲げる」に、「別図」を「別図第2」に、「管理主務者」を「業務従事者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 富山市内で震度5強以上の地震が発生したとき。

(2) 管理区域において火災が発生したとき、又は病院内の管理区域外において放

放射性同位元素若しくはその貯蔵容器に延焼する可能性のある火災が発生したとき。

(3) 風水害により病院の家屋が全壊したとき。

第28条第2項中「管理主務者」を「業務従事者」に改める。

第29条の見出しを「(事故等の報告)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「次」を「府令第28条の3」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「遅滞なく」を「10日以内に」に改め、同条第3項中「主任者」を「院長」に、「第39条第3項」を「第39条第2項」に、「知事」を「当該期間の経過後3月以内に知事」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

(情報提供)

**第30条** 放射線管理者は、前条第1項の規定により通報を受けた場合は、放射線安全委員会に報告しなければならない。

2 放射線安全委員会は、前項の報告を受けた場合は、外部に情報を提供するため、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる項目を提示しなければならない。

- (1) 事故の発生日時及び発生場所
- (2) 汚染の状況等による病院外への影響
- (3) 応急措置の内容
- (4) 放射線測定器による測定結果
- (5) 事故の原因

3 放射線管理者は、外部からの問合せに対応しなければならない。

(業務の改善)

**第31条** 放射線安全委員会は、放射線障害の防止に関し、業務の改善、教育及び訓練の充実その他の必要な措置に係る協議を行い、協議の内容を記録しなければならない。

2 院長は、放射線安全委員会からの報告により、必要な改善措置を講じなければならない。

別表第2中

	(12) 保管の状況	2	〃
	(13) 標識等	1	〃
	(14) 記帳	2	〃

を

	(12) 保管廃棄設備	2	〃
	(13) 保管の状況	2	〃
	(14) 標識等	1	〃
	(15) 記帳	2	〃

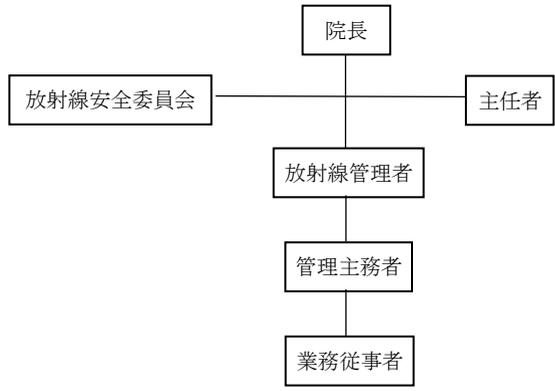
に改める。

別表第3の備考中「震度4」を「震度5強」に改める。

別図を次のように改める。

**別図第1**（第2条の2関係）

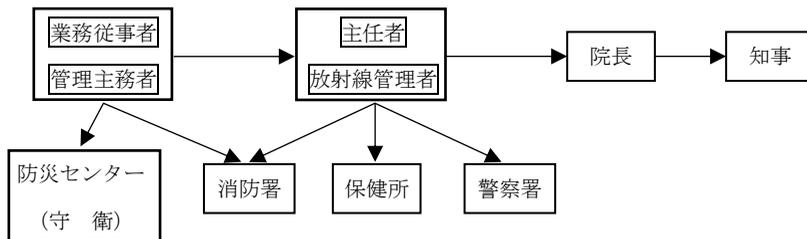
組織



別図を別図第1とし、同図の次に次の1図を加える。

別図第2（第27条、第28条関係）

緊急時（災害時を含む。）の連絡通報体制



附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定、第5条の2の改正規定（「から3年以内で院長が定める期間ごと」を「の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内」に改める部分を除く。）並びに第29条の改正規定（同条第4項から第6項までを削る部分に限る。）は、同年9月1日から施行する。

（医務課）